

東京大学経済学図書館電子資料利用規則

平成15年11月19日制定
平成23年7月6日一部改正

(総 則)

第1条 この規則は、東京大学経済学図書館(資料室を含む)が独自に作成し、ネットワーク上で提供する資料(画像データ・データベース等)の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 公開された電子資料は身分、国籍を問わず広く一般に利用できるものとする。

(利用者の遵守事項)

第3条 利用者は、電子資料の利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 電子資料ごとに定められた利用条件を守ること。
- (2) 電子資料の不正な利用又はそれらを助長する行為をしてはならない。
- (3) 電子資料のダウンロードや複製は調査・研究、教育または学習を目的とした場合に限られる。
- (4) 電子資料の再配布は禁止する。印刷物や電子媒体等の他媒体への使用については許可を受けること。

(利用責任)

第4条 この電子資料を利用したことにより生ずる一切の責任は利用者が負うものとする。

(利用の制限)

第5条 経済学図書館は、システムメンテナンス及び業務に支障がある場合等は、予告なしに電子資料の利用を制限することができる。その際に生じる利用者の一切の損害について、経済学図書館は責任を負わない。

(利用の停止)

第6条 経済学図書館は、本規則に反する行為を行った利用者に対し、利用停止等の措置をとることができる。

(細 則)

第7条 経済学図書館は、この規則に定めるもののほか、個々の電子資料の利用に関して必要な細則を別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成15年11月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。